

# 盛岡市地域協働推進計画



平成23年4月

盛 岡 市

<目 次>

第1章 計画の背景と基本的考え方.....	1
1 計画策定の趣旨 .....	1
2 取組期間 .....	1
3 地域協働の必要性 .....	1
(1) 地域協働の必要性 .....	1
(2) 地域協働の目指すもの .....	2
第2章 地域協働の仕組み.....	5
1 地域づくり組織の設定 .....	5
2 地域づくり計画の策定と実践 .....	6
3 地域協働に対する市の支援 .....	10
(1) 市職員による地域活動の支援 .....	10
(2) 地域の将来像の実現に向けた補助制度の構築 .....	11
(3) 地域の補助事業等に係る事務処理の負担軽減 .....	12
(4) 地域に対する情報提供と相談等に対応するための総合的窓口の充実 .....	14
4 地域協働の環境づくりへの市の取組み .....	16
(1) 地域活動のリーダーの後継者育成等のための人材育成講座等の実施 .....	16
(2) 先進事例を参考とした新たな事業展開のための他都市の事例紹介 .....	19
(3) 地域課題を市内部で情報共有するための仕組みづくり .....	21
(4) 市民意見の市政への反映 .....	22
(5) 地域協働を推進するための市職員の意識改革 .....	26
(6) 地域づくり組織に対する活動の場所等の提供 .....	28
(7) 地域の支援等を効果的に進めるための拠点のあり方の検討 .....	30
(8) 地域協働に関する市民意識の醸成 .....	31
5 地域協働の環境づくりへの地域の取組み .....	32
第3章 今後のスケジュール.....	34
1 モデル地区における試行と検証 .....	34
2 地域協働の取組みの本格実施に向けて .....	34
用語解説 .....	36

## 第1章 計画の背景と基本的考え方

### 1 計画策定の趣旨

市は、平成17年3月に策定した「盛岡市総合計画<sup>(※1)</sup>～共に創る元気なまち県都盛岡～」の基本構想において8つの施策の柱の一つとして「信頼される質の高い行政」を掲げ、この中で、市民とともにつくる行政の実現のため、協働<sup>(※2)</sup>のまちづくりの推進や、質の高い行政サービスの提供を目指し、市民参画を進めていくこととしています。

また、平成22年3月に策定した「盛岡市自治体経営の指針及び実施計画<sup>(※3)</sup>」において、多様な主体が参画するまちづくりを第一に掲げ、地域コミュニティにおいて、地域の多様な主体が活力を結集し、相互に連携・分担して地域が必要とする社会的サービスの提供に、主体的かつ効果的・効率的に取り組める地域協働<sup>(※4)</sup>の仕組みづくりを進めることとしています。

この盛岡市地域協働推進計画は、これらの上位計画に基づき、市における地域協働の仕組みを確立するため、制度の試行から定着までの間の基本的な取組事項について定めるものです。

### 2 取組期間

この計画の取組期間は、制度の試行から定着までの平成23年度から平成27年度の5年間とします。

ただし、社会経済情勢の変化や施策の動向を踏まえて、柔軟に計画の見直しを行います。

### 3 地域協働の必要性

#### (1) 地域協働の必要性

市を取り巻く環境は、少子高齢・人口減少時代の到来や、地域コミュニティの担い手不足、財政基盤の脆弱さや硬直性、地方分権の進展など大きく変化してきています。

これまでのまちづくりでは、増加する市民ニーズに対し、主に市が公共サービスを拡大することでまちづくりの課題を解決してきましたが、高度化、多様化する市民ニーズや、地域社会の高齢化、地域の店舗が減少するなどによる生活環境の変化等、地域が抱える様々な課題を解決するには、これまでの手法では対応が難しいものとなっ

てきています。その一方で、これまで町内会・自治会等の地縁団体<sup>(※5)</sup>が、地域社会のサービス提供に一定の役割を担ってきましたが、地縁団体の活動においても、担い手不足や地域住民の関心の低さといった課題が見受けられています。

また、近年は、公共的課題を解決しようとNPO<sup>(※6)</sup>や市民団体が数多く設立され、活発な活動を展開したり、市民、企業、行政などの協働により、公園整備にグラウンドワーク<sup>(※7)</sup>の手法を取り入れる動きなども出てきています。

こうした状況を踏まえ、地域を構成する市民、町内会・自治会、NPO、企業等の多様な主体と市が地域の特性や課題などを共有した上で、それぞれの特性などを考慮し、役割を分担しながら、一体となって地域が求めるまちづくりやサービスに柔軟に対応する「地域協働」の手法を取り入れていく必要があります。

## (2) 地域協働の目指すもの

各地域では、これまで多様な主体がそれぞれ様々な活動を展開し、一定の成果を上げてきていますが、地域協働の取組みを進めていくことで、地域が必要とするニーズが明確となり、必要なサービスの提供が行われることや、地域の将来像を共有することにより、活動の意義や目的が幅広く理解され、地域活動に参加しようとする動機となります。また、地域という身近な単位における多様な主体の一員としてまちづくりに参加し、成果を実感することで、達成感や充実感を得ることができ、まちづくりに対する関心を高めていくことにつながります。

市にとっても、従来のまちづくり懇談会をはじめとした市民の意見を市政に反映させる既存の制度の活用や拡充を図りつつ、地域協働を進めていくことで、地域の課題と要望等がきめ細やかに把握でき、市が定める各種計画や事業の実施に反映させることができます。

したがって、地域協働の仕組みは、これまで以上に地域と市の双方が、同一の方向性のもとでまちづくりや地域課題解決のための事業を計画的かつ効果的に実施することで、地域にとって必要なサービスの提供と望ましいまちづくりを着実に行っていくことを目指すものです。

### (参考) 地域協働の事例

地域協働においては、地域を構成する多様な主体それが役割分担に基づき相互に連携・補完し、体系的に取り組むことで、これまでよりも地域の特色を踏まえたより良い活動に向上させていくことが期待されます。

特に、各主体が個別に行ってきました事業を融合するなど地域の持つ力を結集し、新たな事業として取り組むなど、地域にとって課題解決や将来像の実現に向けた新たな事業や活動を展開することが想定されます。

これまで、地域の公園づくりを行う場合に、グラウンドワークの手法により、地域で公園のデザインを話し合い、この結果に基づいて市は基盤整備を行い、企業等からは公園づくりに必要な資材等の提供を受け、地域の住民により花壇づくりやベンチの整備などを行うなどの取組みが行われてきていますが、地域協働での具体的な取組みの一つの事例として挙げられます。



(グラウンドワークによる公園整備の様子)  
[しぶたみおひさま公園]

このほか、地域づくり組織における新たな事業展開の例として、「安心して暮らせるまちづくり」の実現に向け、これまでの取組みで作成した地域防災マップや安全マップ、PTAなどが取り組んでいる通学児童等の見守り活動の箇所を示す図面等を関係団体が持ち寄り、一枚の地図に書き込むことにより、地域の様々な情報が盛り込まれたマップが出来上がります。これを元に、通学児童の見守りに併せてひとり暮らしの高齢者への声掛け、あいさつ運動、地域内の危険箇所の点検などの取組みを体系的に検討することで、日常的に地域の安全に対する活動がより活発に行われることとなります。あわせて、「ふれあいのまちづくり」の実現に向け、地域内の企業等との連携により、空き店舗や企業等の会議室等を利用し、高齢者や子育て中の親子など地域住民が立ち寄れるサロン等を開設することにより、世代間交流や情報交換などが活発に行われ、高齢者にとっての生きがいづくりとなるほか、同じ地域に住む方々が顔見知りとなり、気軽に声掛けを行うことなども期待でき、このことは「安心して暮らせるまちづくり」にもつながる活動となります。

また、「郷土愛を育むまちづくり」の実現に向け、町内会や老人クラブ、PTA、子ども会などが協力し、地域にある隠れた名所旧跡、言い伝えなど地域ならではのお宝

(資源) の掘り起こしを行い、「地域お宝マップ」の作成や、企業等と一緒にになって、探訪ルートの整備や簡単な案内板の設置、これらの情報を発信するための広報誌の作成などに取り組むことにより、地域に対する興味と理解が育まれます。

こうした様々な活動に地域の多様な主体が参加することにより、人の輪が広がり、ほかの地域活動へ気軽に参加できる雰囲気が醸成されることとなります。

地域協働で取り組む事業や活動は、それぞれの地域が持つ課題や資源を地域全体で共有しながら、地域と市が一体となって事業や活動を考え、実行していくことが大切であり、このことにより着実にまちづくりに取り組んでいくことで、より良い地域づくりを進めていくことが可能となります。

## 第2章 地域協働の仕組み

市の地域協働の仕組みは、前章で説明した考え方に基づき、次のとおりとします。

### 1 地域づくり組織の設定

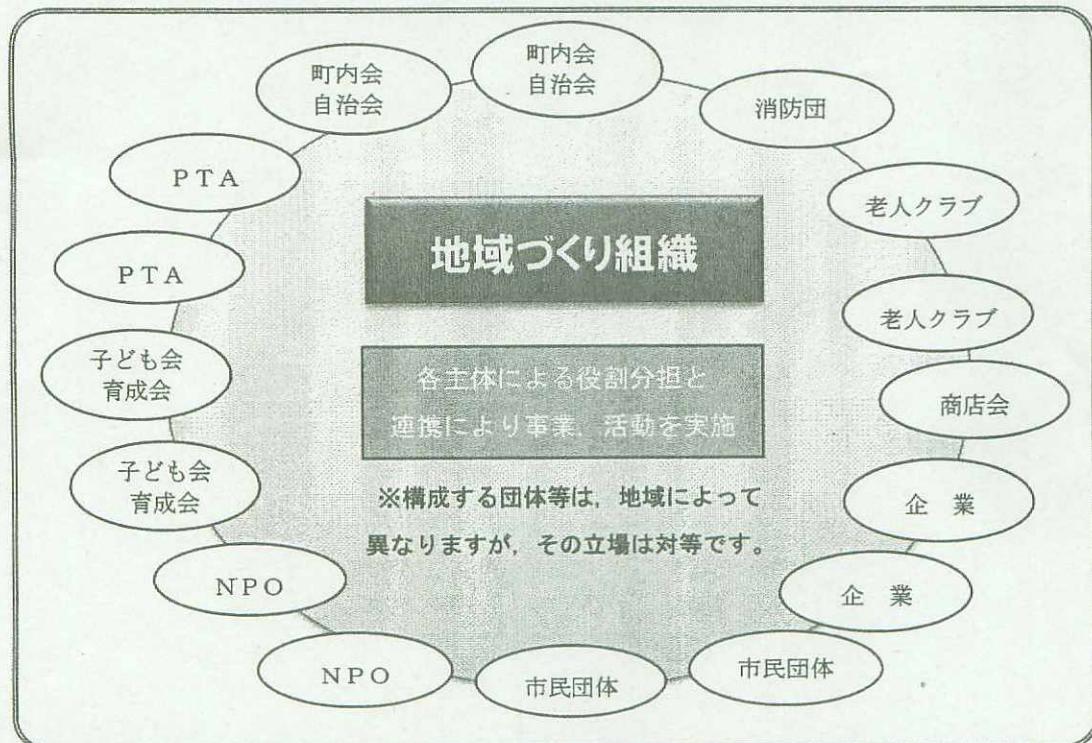
地域の特性を活かしたまちづくりを推進するため、市が地域に働きかけるなどして、一定の地域的なまとまりをもった区域の多様な主体と市が参加して地域づくりを話し合う機会を設けます。この中で、それぞれの区域の実情や特性を踏まえ、多様な主体が対等な立場で参加する地域づくりを進めるための組織として「地域づくり組織」を検討、設定します。

地域づくり組織のイメージは、図1「地域づくり組織の設定」のとおりです。

地域づくり組織については、それぞれの地域の特性に合わせ、既存の地域的まとまりとしてのコミュニティ推進地区や地区福祉推進会、地区町内会（自治会）連絡協議会など地域を構成する既存の組織に新たな主体が参加して機能を拡充して地域づくり組織とすることや、地域を構成する団体で新たに地域づくり組織を構成することが考えられます。

なお、地域づくり組織の設定にあたっては、地域からの要望等に基づき、地域と市が協力し、多様な主体の参加が可能となるよう、働きかけを行うものとします。

図1 地域づくり組織の設定



## 2 地域づくり計画の策定と実践

地域と市が一体となって地域の状況に即したまちづくりを行うため、地域づくり組織では、図2「地域協働の取組みの手順」に示すとおり、地域の課題や地域の将来のあるべき姿（将来像）を話し合い、地域の課題を整理するとともに将来像の共有を図り、地域の多様な主体が行う事業や活動の方向を一致させ、地域に即したまちづくりやサービスを効果的に進めることとします。

将来像の実現に向けた事業の具体化にあたっては、事業内容はもとより、参加した主体の特性や得意分野、負担の度合い等を考慮し、事業実施のための役割分担を行い、これらを地域づくりのための計画（以下「地域づくり計画」といいます。）として取りまとめます。この地域づくり計画に基づき、それぞれの主体と市が協働して、これまでより計画的かつ効果的に事業を進めていくこととなります。

なお、課題解決のため、複数の地域づくり組織が協働で事業を行う場合、関係する複数の組織間で調整を行い、それぞれの地域づくり計画に位置づけ、事業を実施することとなります。

地域づくり組織は、地域づくり計画に基づく事業（以下、「地域づくり事業」といいます。）を毎年度実施し、各年度の事業が終了後、地域づくり事業の振り返りと成果を確認することにより、着実な地域づくりが行われることとなります。

市は、その事業執行にあたっては、地域づくり計画を尊重するとともに、当該計画に基づき地域と市の協働で行うこととされた事業等については、市の役割を果たしていくよう努めることで、円滑な活動の推進を図ります。また、地域づくり組織の運営や地域づくり事業の実施に対し、図3「体系図」に掲げる取組み等を行います。

図2 地域協働の取組みの手順

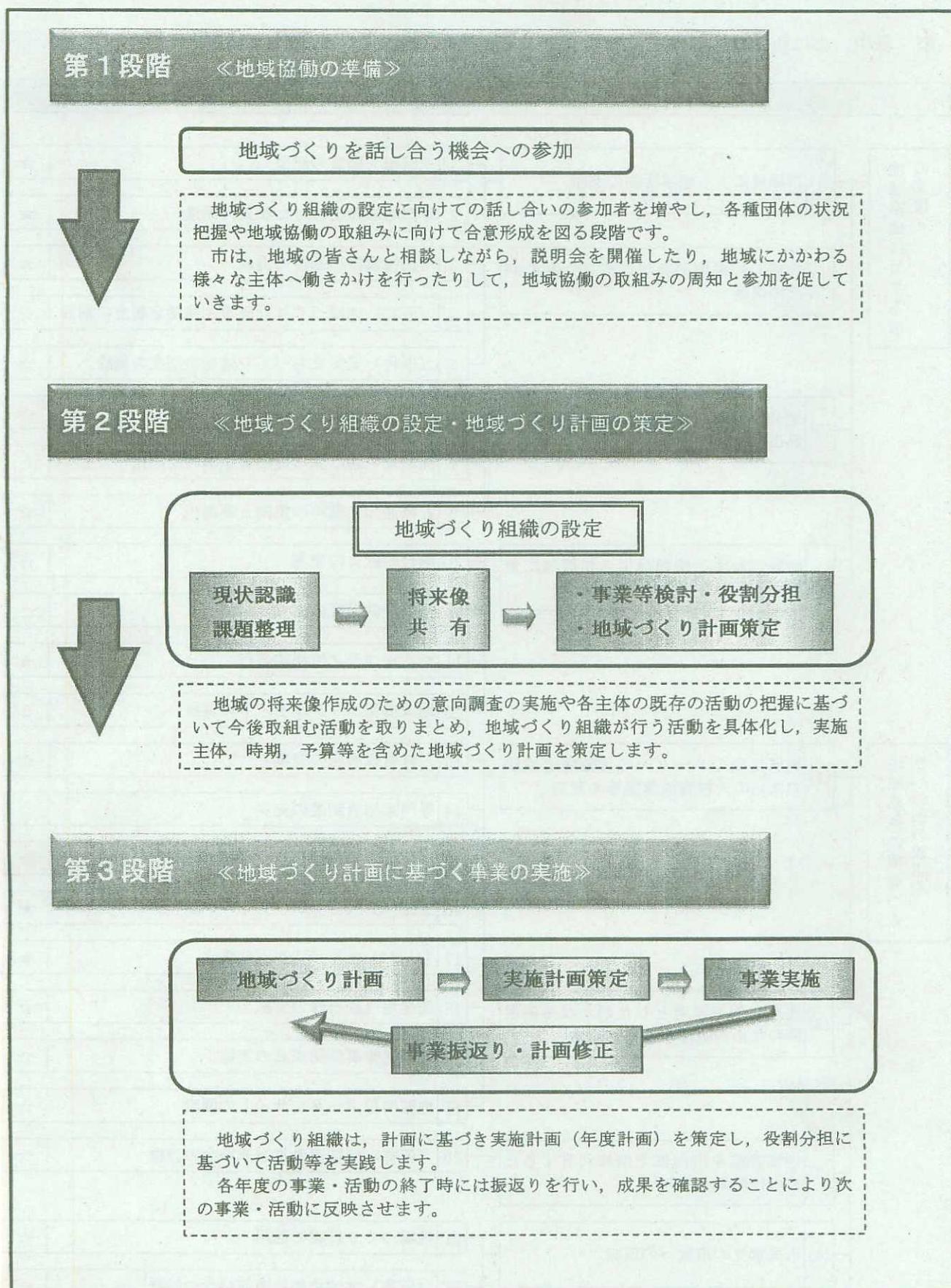
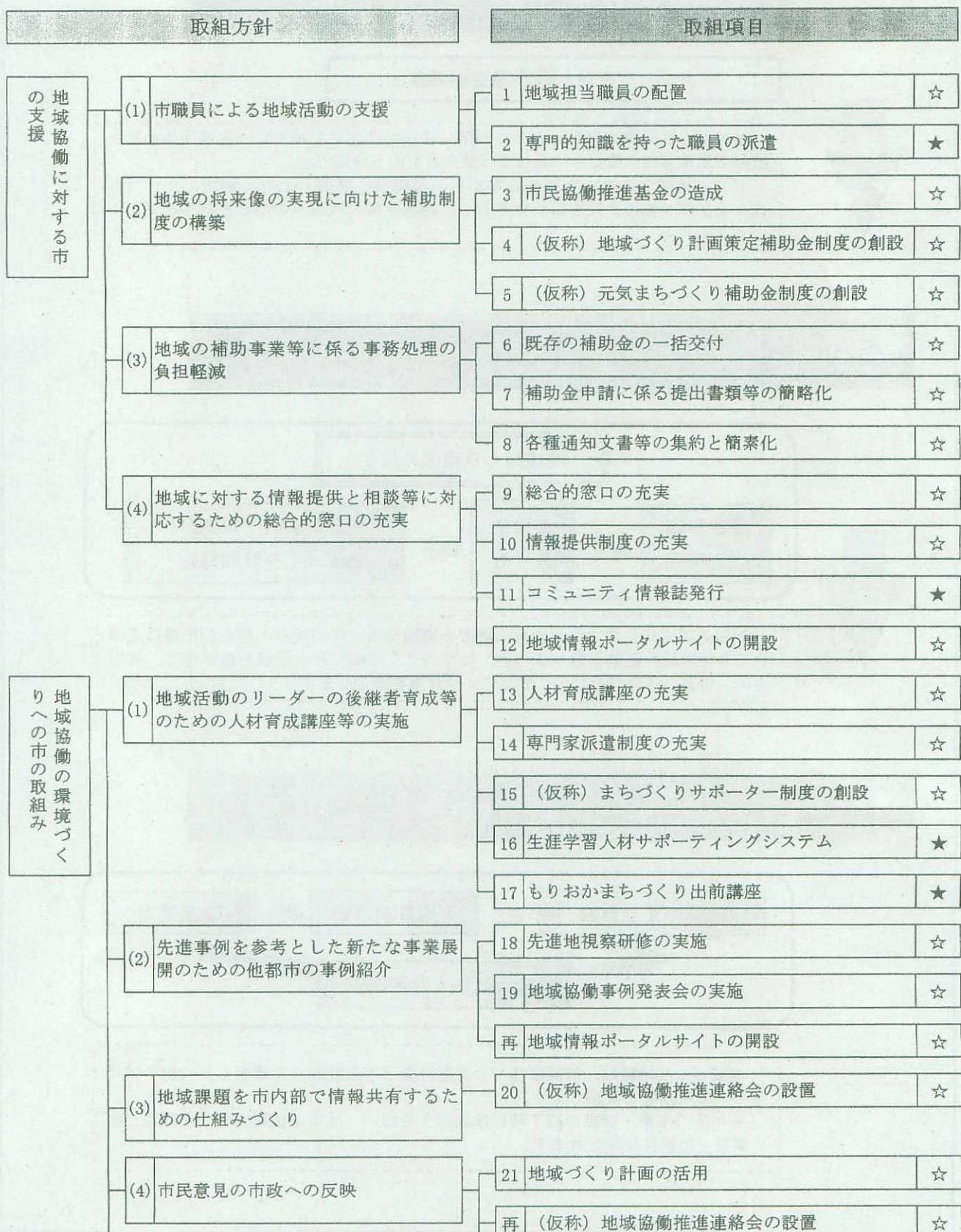


図3 体系図

※ 表中、☆は新たな取組みを、★は従来からの取組みを表しています（以下同じ。）。



取組方針	取組項目
地域協働の環境づくりへの市の取組み	再 地域担当職員の配置 ☆
	22 市長の「おでかけトーク」 ☆
	23 市政推進懇談会の開催 ☆
	24 まちづくり懇談会の開催 ☆
	25 市民の提案箱制度 ☆
	26 パブリックコメント制度 ☆
	27 パブリックインボルブメント制度 ☆
	28 市民意識調査・市民アンケート調査の実施 ☆
(5) 地域協働を推進するための市職員の意識改革	29 地域協働に関する職員研修の充実 ☆
	30 地域担当職員の公募 ☆
	31 地域情報の職員への発信 ☆
	再 地域協働事例発表会の実施 ☆
(6) 地域づくり組織に対する活動の場所等の提供	32 学校施設の開放 ☆
	33 空き店舗などの民間施設の活用 ☆
	34 公民館等の公共施設の活用 ★
	35 もりおか市民活動支援室の設置 ★
(7) 地域の支援等を効果的に進めるための拠点のあり方の検討	36 地域支援拠点としての支所・出張所等のあり方の検討 ★
(8) 地域協働に関する市民意識の醸成	37 地域協働説明会の開催 ☆
	38 各種団体等への働きかけ ☆
	再 地域協働事例発表会の実施 ☆
地域協働の環境づくりへの地域の取組み	39 人材育成講座等への参加
	40 視察研修会への参加
	41 地域協働事例発表会への参加
	42 地域活動意向調査の実施

### 3 地域協働に対する市の支援

市では、地域の将来像の実現や地域課題を解決するために、地域づくり組織等に対して次のような人的・財政的支援を行います。

#### (1) 市職員による地域活動の支援

市職員が地域の状況について理解を深めるとともに、地域活動に積極的に参加・関与することで、「市民起点」の市政を実現するため、市職員による地域活動の支援を行います。

No.	取組項目	内 容					摘要
工程	地域担当職員の配置	各地域づくり組織を担当する職員を兼務職員として複数名配置し、地域づくり組織の組織化、地域づくり計画の策定や地域の課題解決等の支援を行うことにより、計画策定等に係る事務を軽減するとともに、地域と市の連携をより一層図ります。					☆
	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度		
	モデル地区での 試行・検証						
		→	実施地区に順次配置				

No.	取組項目	内 容					摘要
工程	専門的知識を持った職員の派遣	地域の課題解決や地域の将来像の実現に向け、地域づくり組織等の要請に応じ、専門分野の知識を持った市職員を派遣し、地域協働を推進します。					★
	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度		
	要請により派遣						

## (2) 地域の将来像の実現に向けた補助制度の構築

地域の将来像の実現に向けた「地域づくり計画」の策定に係る経費や「地域づくり計画」に基づく協働事業に係る経費に対して、新しい補助制度を構築します。

また、基金を造成し、地域協働を安定的に推進するための財源として活用します。

No.	取組項目	内 容	摘要
3	市民協働推進基金の造成	地域協働を安定的に推進するための財源として基金を造成し、事業の推進を図ります。	☆
4	(仮称) 地域づくり計画策定補助金制度の創設	地域づくり組織が、地域の将来のあるべき姿(将来像)の実現のための「地域づくり計画」を策定する際に、その経費を助成し、策定支援を行います。	☆
5	(仮称) 元気まちづくり補助金制度の創設	地域づくり計画に掲げる地域づくり事業に対し、その経費を助成し、活動を支援するとともに、事業の推進を図ります。	☆
	23年度	24年度	25年度
工程	基金の造成		
	モデル地区での試行・検証		
		[計画策定費補助] 地域づくり計画策定地区へ交付	
		[元気まちづくり補助金] 地域づくり計画に基づく事業へ交付	

## (3) 地域の補助事業等に係る事務処理の負担軽減

既存の補助金の交付申請に係る申請書類の簡素化、市からの業務依頼の改善などを通じて、地域の事務処理の軽減を図ります。

No.	取組項目	内 容					摘要
工程	既存の補助金の一括交付	地域に関する各種団体への補助金を可能な限り統合し、地域づくり組織に一括交付することにより、補助金申請に係る事務処理の軽減を図ります。					☆
	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度		
	既存補助事業 の検討						
		→	統合可能補助事業・事務等の隨時統合				

No.	取組項目	内 容					摘要
工程	補助金申請に係る提出書類等の簡略化	補助金申請に際し、定型化（毎年同じ図面の提出等）した書類の提出を省略するなど、補助金申請に係る事務処理の軽減を図ります。					☆
	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度		
	方針の検討						
		→	提出書類等の集約化・簡素化、隨時実施				

No.	取組項目	内 容			摘要
工程	各種通知文書等の集約と簡素化	町内会・自治会等の地縁団体等に対して送付している文書や、依頼している業務について見直しを図り、地域の負担軽減を図ります。			☆
	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	方針の検討				
		方針に沿って、 随時実施			

## (4) 地域に対する情報提供と相談等に対応するための総合的窓口の充実

まちづくり懇談会等において、市の窓口が複雑であることや、市からの依頼が多く町内会・自治会の役員の負担増となっているとの意見が寄せられたことから、総合的窓口の充実や情報の提供の充実を図ります。

No.	取組項目	内 容					摘要
工 程	総合的窓口の充実	地域からの相談や総合補助金の申請など、地域協働に関する窓口を可能な限り一本化し、地域の利便の向上を図ります。					★
		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	
	モデル地区での 試行・検証						
		→		業務検討・随時検討			

No.	取組項目	内 容					摘要
工 程	情報提供制度の充実	地域づくり組織に対し、他都市で行われている地域協働の先進的事例や地域に関する市の施策や事業の情報について、随時提供を行い、地域活動の活性化を図ります。					★
		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	
	[地域づくり組織への情報提供]	随時実施					
	[コミュニティ情報誌の発行]	継続実施					

No.	取組項目	内 容			摘要
12	地域情報ポータルサイト <sup>(※8)</sup> の開設	地域の活動状況や、支援施策、補助金情報、イベント情報などを総合的に発信するサイトを開設します。			☆
		23年度	24年度	25年度	
工程				システム検討 情報の収集	運用

#### 4 地域協働の環境づくりへの市の取組み

地域協働を推進するためには、地域と市が、地域協働に取り組むための環境を整備していくことが必要であり、市では人材育成や専門家派遣制度等を通じて、地域活動を支援します。

##### (1) 地域活動のリーダーの後継者育成等のための人材育成講座等の実施

地域における活動を推進するため、地域活動の中心的役割を担うリーダーを養成するとともに、地域づくり組織が地域づくり計画の策定や地域課題を解決するための取組みを行う場合に、専門家等の派遣を行います。

No.	取組項目	内 容					摘要
工程	人材育成講座の充実	地域活動の中心的な役割を担うリーダーを育成するため人材育成講座等を充実し、地域協働の推進を図ります。講座は、地域協働の基礎的知識、ファシリテーション <sup>(※9)</sup> スキル <sup>(※10)</sup> 、計画づくり演習等連続性のあるものとします。					☆
		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	
人材育成講座の充実							→

No.	取組項目		内 容			摘要
工 程	専門家派遣制度の充実		地域づくり組織等の要請に応じ、大 学教員等特定の分野の専門家を派遣し ます。			☆
	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	
要請により派遣						→

No.	取組項目		内 容			摘要
工 程	(仮称) まちづくりサポーター (アドバイザー) 制度の創設		地域のまちづくりを実践している市 民や地域づくり計画策定の経験者など の人材を、まちづくりサポーター(ア ドバイザー)として登録し、希望する 地域へ派遣することなどにより、地域 活動を支援します。			☆
	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	
リストの作成						→
地域づくり組織等の要請により派遣						→

No.	取組項目		内 容			摘要
工 程	生涯学習人材サポートイングシ ステム		技能・技術等の特技や専門的な知 識・能力を持った指導者を、要請に応 じて市民の学習活動に派遣し、生涯学 習によるまちづくりを推進します。			★
	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	
継続実施						→

No.	取組項目	内 容					摘要
工 程	17	市政に関する学習会に職員を派遣し、市の取組項目及び制度についての学習機会を提供することにより、市民の市政に対する理解を深めるなど生涯学習によるまちづくりを推進します。					★
		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	
		継続実施					

## (2) 先進事例を参考とした新たな事業展開のための他都市の事例紹介

他都市の先進事例の調査研修や、他の地域づくり組織の優れた活動事例を紹介する機会を設けることにより、地域づくり組織がより良い地域づくり計画の策定や活動を実施するための支援を行います。

No.	取組項目		内 容			摘要
18	先進地視察研修の実施		地域づくり計画の策定に当たり、同様の取組みを行っている先進地の視察を行い、計画づくりの参考とします。			☆
工程	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	
	モデル地区での 試行・検証					
			→ 隨時実施			

No.	取組項目		内 容			摘要
19	地域協働事例発表会の実施		市内で地域協働に取り組んでいる地域の事例発表や意見交換会を開催し、各地域で取り組んでいる地域協働に関する先進的な取組みについて理解を深め、地域協働の推進を図ります。			☆
工程	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	
	→ 検討					
			→ 隨時実施			

No.	取組項目	内 容			摘要
再 (12)	地域情報ポータルサイトの開設	地域の活動状況や、支援施策、補助金情報、イベント情報などを総合的に発信するサイトを開設します。			☆
工 程	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
			システム検討		
			情報の収集		
				運用	

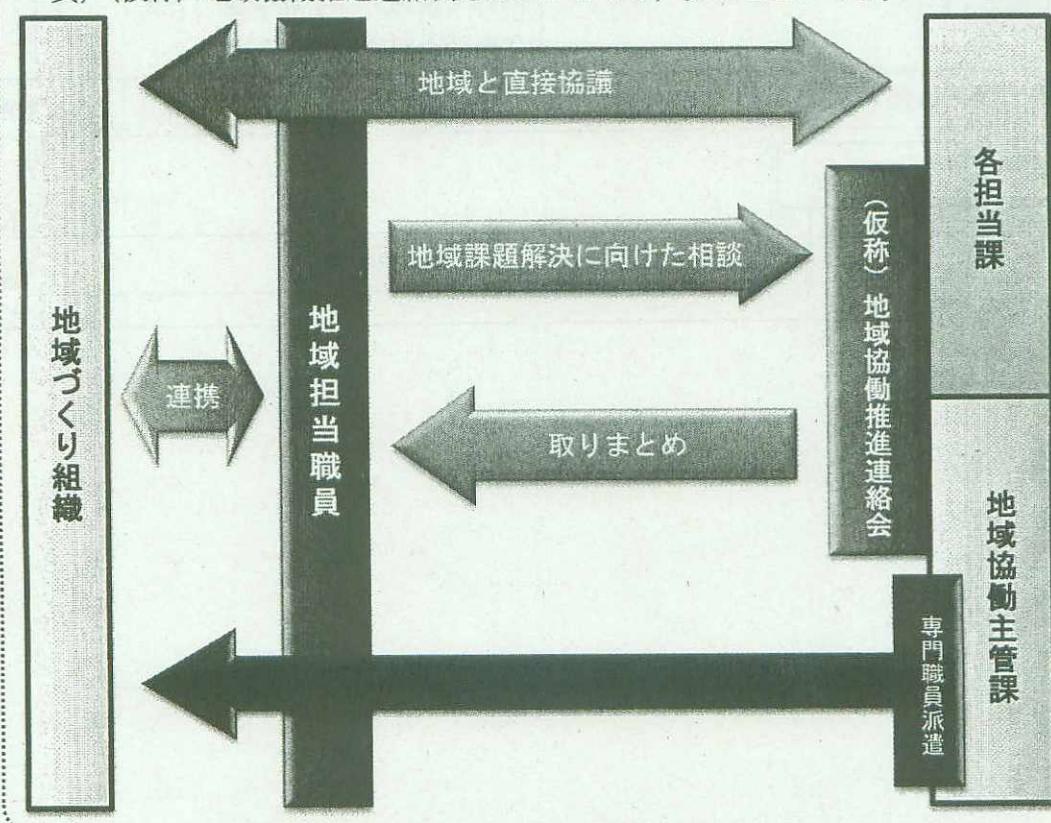
## (3) 地域課題を市内部で情報共有するための仕組みづくり

地域づくり組織との意見交換や地域担当職員制度を通じて寄せられた地域課題等について全庁的に情報を共有することにより、地域と一体となったまちづくりを推進します。

No.	取組項目	内 容					摘要
工程	(仮称) 地域協働推進連絡会の設置	地域課題や地域協働に関し、市役所内部で情報の共有化を図るため、全庁横断的な組織を設置します。					☆
		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	
	検討						連絡会の設置

## 市内部での情報共有のイメージ

市が地域協働を推進するにあたっての地域協働主管課、各担当課、地域担当職員、(仮称) 地域協働推進連絡会とのかかわりは、次のとおりです。



## (4) 市民意見の市政への反映

地域づくり組織の活動を通じて寄せられた市民意見について、これまで以上に市政に反映させることが可能となるよう取り組みます。

No.	取組項目		内 容			摘要
工程	地域づくり計画の活用		地域づくり組織が定めた地域づくり計画について、市が各種計画の策定や取組項目の執行にあたって十分に配慮するとともに、地域づくり計画で示した地域の将来像実現のための取り組みを支援します。			☆
	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	
地域づくり計画の反映					↗	

No.	取組項目		内 容			摘要
再 (20)	(仮称) 地域協働推進連絡会の設置		地域課題や地域協働に関し、市役所内部で情報の共有化を図るため、全庁横断的な組織を設置します。			☆
工程	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	↗
	検討					
		連絡会の設置				

No.	取組項目	内 容					摘要
再 (1)	地域担当職員の配置	各地域づくり組織を担当する職員を兼務職員として複数名配置し、地域づくり組織の組織化、地域づくり計画の策定や地域の課題解決等の支援を行うことにより、計画策定等に係る事務を軽減するとともに、地域と市の連携をより一層図ります。					☆
		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	
工程	モデル地区での 試行・検証						実施地区に順次配置

No.	取組項目	内 容					摘要
22	市長の「おでかけトーク」	各種団体等が活動している場所に、市長が出掛けて実際に活動を体験し、懇談することにより、市政全般に対する要望・提言を聴き、今後の市政運営に反映させることを目的に開催します。					★
		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	
工程		継続実施					

No.	取組項目	内 容					摘要
23	市政推進懇談会の開催	市内の全町内会長・自治会長を対象として市政運営方針、主要事業等を説明し、市政への協力を求めるとともに、市民の声を市政に反映させることを目的として開催します。					★
		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	
工程		継続実施					

No.	取組項目	内 容					摘要
工程	まちづくり懇談会の開催	市と地域住民の協働によるまちづくりを推し進め、かつ、相互にまちづくりにおける共通認識と役割分担を明確にし、地域住民の意向を市政に反映するため、まちづくり懇談会を開催します。					★
		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	
継続実施					→		

No.	取組項目	内 容					摘要
工程	市民の提案箱制度	市民の市政に対する建設的な提案又は意見を直接把握し、市政に反映させるため、市民の提案箱を設置します。					★
		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	
継続実施					→		

No.	取組項目	内 容					摘要
工程	パブリックコメント <sup>(※11)</sup> 制度	パブリックコメントを実施し、市民の意見・要望を計画等に反映させます。					★
		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	
継続実施					→		

No.	取組項目		内 容			摘要
工 程	27 パブリックインボルブメント (※12) 制度		パブリックインボルブメントを実施し、市民の意見・要望を計画等に反映させます。			★
	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	
継続実施						

No.	取組項目		内 容			摘要
工 程	28 市民意識調査・市民アンケート 調査の実施		市政に対する意見を把握し、施策に反映させるため、アンケート調査を行います。			★
	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	
継続実施						

## (5) 地域協働を推進するための市職員の意識改革

地域協働を推進するため、職員研修等の充実を通じて、地域協働に対する職員の意識を高めるとともに、職員の地域活動への参加を促します。

No.	取組項目	内 容					摘要
工 程	地域協働に関する職員研修の充実	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	☆
		研修メニューの見直し・随時実施					

No.	取組項目	内 容					摘要
工 程	地域担当職員の公募	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	☆
		<pre> graph LR     A[制度設計] --&gt; B[公募]     B --&gt; C[配置]   </pre>					

No.	取組項目		内 容			摘要
31	地域情報の職員への発信		職員に居住地域の行事等の情報を府内メールを活用して配信することにより、地域行事への職員の参加を促進し、職員の地域協働への意識を深めます。			☆
工程	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	
		検討				→ 隨時実施

No.	取組項目		内 容			摘要
再 (19)	地域協働事例発表会の実施		市内で地域協働に取り組んでいる地域の事例発表や意見交換会を開催し、各地域で取り組んでいる地域協働に関する先進的な取組みについて理解を深めるとともに、職員のまちづくりへの参加を促進します。			☆
工程	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	
		検討				→ 隨時実施

## (6) 地域づくり組織に対する活動の場所等の提供

地域づくり組織の活動が円滑に行えるように、活動場所の確保に向けた必要な支援を行います。

また、もりおか市民活動支援室を通じて、市民団体等への情報提供を行います。

No.	取組項目	内 容			摘要
32	学校施設の開放	地域づくり組織の活動や事業を行う場所として、学校の空き教室等の利用ができるよう組織の活動を支援します。			★
33	空き店舗などの民間施設の活用	地域づくり組織の活動や事業を行う場所として、空き店舗等の民間施設が活用できるよう組織の活動を支援します。			★
34	公民館等の公共施設の活用	地域づくり組織の活動や事業を行う場所として、公民館等の公共施設が活用できるよう組織の活動を支援します。			★
工程	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
			学校施設の開放検討	実施	
			空き店舗の活用検討		
			[公民館等の公共施設の活用] 継続実施		

No.	取組項目	内 容					摘要
工程	35	もりおか市民活動支援室（※13）の設置					★
		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	
継続実施					→		

## (7) 地域の支援等を効果的に進めるための拠点のあり方の検討

地域活動を支援するため、既存の公民館、地区活動センター、支所・出張所等の施設の利活用を含めたその拠点の整備の必要性について、検討を進めます。

No.	取組項目	内 容	摘要		
36	地域支援拠点としての施設のあり方の検討	有効な地域支援を行うための拠点として、既存の施設の利活用を含めてそのあり方を検討します。	☆		
工程	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
		検討組織の設置 あり方の方向性の検討		対応	

## (8) 地域協働に関する市民意識の醸成

地域協働を推進するため、地域協働説明会や地域協働事例発表会の開催による市民への情報提供を行うほか、地域づくり組織への各種団体の参加の働きかけなど地域協働が円滑に機能するように市民意識の醸成に努めます。

No.	取組項目		内 容			摘要
37	地域協働説明会の開催		地域協働を市内全域に広げるため、地域協働説明会を開催し、市民意識の醸成に努めます。			☆
工 程	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	
			随時実施			

No.	取組項目		内 容			摘要
38	各種団体等への働きかけ		地域づくり組織により多くの主体が参加するよう、また、従業員等が地域活動に積極的に参加できるよう、企業、NPO等に働きかけを行います。			☆
工 程	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	
			随時実施			

No.	取組項目		内 容			摘要
再 (19)	地域協働事例発表会の実施		市内で地域協働に取り組んでいる地域の事例発表や意見交換会を開催し、各地域で取り組んでいる地域協働に関する先進的な取組みについて理解を深め、地域協働の推進を図ります。			☆
工 程	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	
	検討		随時実施			

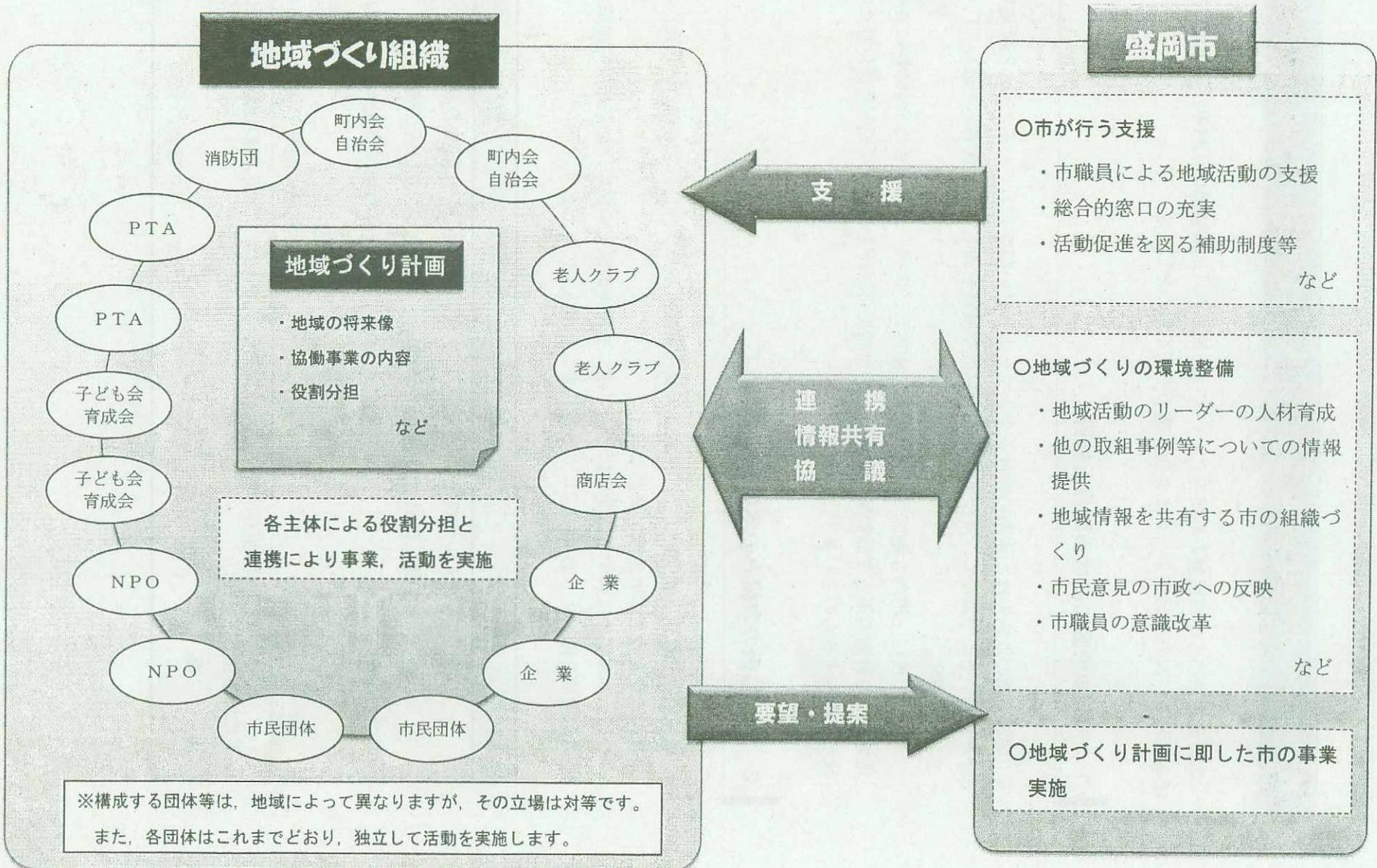
## 5 地域協働の環境づくりへの地域の取組み

地域協働の環境整備にあたっては、地域においても(1) 地域活動を牽引する人材を確保するための地域活動リーダー等の人材発掘、(2) 先進事例を参考とした新たな事業展開のための他都市の視察研修等の実施、(3) 気軽に地域活動に参加できるような雰囲気づくり、といったことに留意していく必要があります。

このため、地域に期待される取組みとしては、次のようなものが挙げられます。

No.	取組項目	内容				
39	人材育成講座等への参加	地域活動の中心的な役割を担うリーダーを育成するために開催される各種講座・セミナー等へ積極的に参加すること。				
40	視察研修会への参加	地域協働について先進的な取り組みを行っている地域への視察研修(No. 18)等へ積極的に参加すること。				
41	地域協働事例発表会への参加	地域協働事例発表会(No. 19)への参加を通じて、地域協働に関する先進的な取組みについて理解を深め、地域の活動に生かしていくこと。				
42	地域活動意向調査の実施	地域づくり組織の活動計画等を策定する際の資料とするため、地域の住民が抱える課題や地域活動の要望等の調査を行い、地域のニーズに合致した計画としていくこと。				
工程	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	
	[各項目] 隨時実施					

## (参考) 地域協働の仕組みの全体像



### 第3章 今後のスケジュール

本計画に基づく地域協働の取組みについては、第2章「地域協働の仕組み」各項目に掲げる工程及び次のスケジュールにより、進めていくものとします。

#### 1 モデル地区における試行と検証

地域協働の取組みは、本市の特性を生かしたより良い制度としていくため、市全域で一斉に進めるのではなく、モデル地区での試行や検証を通じて、順次導入を進めていくこととします。

平成23年度は、市内3地区でモデル地区を指定し、7ページの図2に示す手順に従い、地域づくり計画の策定や活動等の準備を含めた制度の試行を行い、平成24年度以降その状況を検証するものとします。

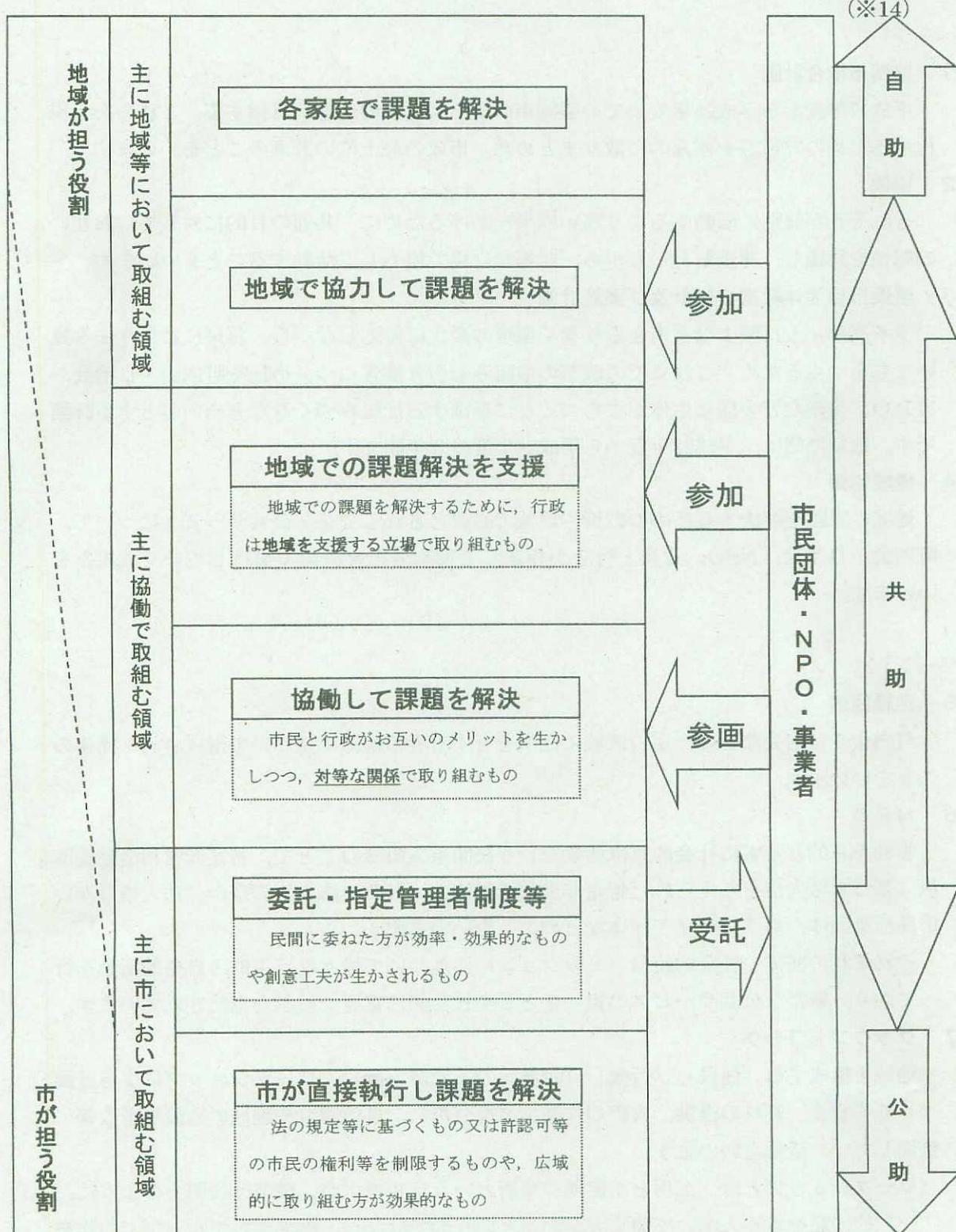
#### 2 地域協働の取組みの本格実施に向けて

地域協働の取組みについては、平成23年度に実施するモデル地区での試行終了後、おむね5年をめどに市全域に展開します。

なお、地域協働に関する諸制度については、モデル地区での試行・検証結果や地域からの意見等を踏まえ、必要に応じて隨時見直しを図るものとします。

時 期	項 目	内 容
平成23年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・モデル地区での試行</li> <li>・人的、財政的支援制度の検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域づくり組織の設定</li> <li>・地域づくり計画の策定</li> <li>・市職員の地域支援のあり方の検討</li> <li>・補助金等の制度の検討</li> </ul>
平成24年度 以 降	<ul style="list-style-type: none"> <li>・取組地区の順次拡大</li> <li>・事業の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新たな地区での地域協働の取組み</li> <li>・地域づくり事業の実施</li> </ul>

## (参考) 地域協働における役割分担の概念図



## 用語解説

### 【1ページ】

#### ※1 盛岡市総合計画

平成17年度から平成26年度までの盛岡市のまちづくりの理念、目指す姿、これらを具現化するための方策等を体系的に取りまとめた、市政の最上位の計画のことをいいます。

#### ※2 協働

それぞれが個別に活動するより高い成果をあげるために、共通の目的に対して、お互いの特性を認識し、尊重しあいながら、対等な立場で協力して活動することをいいます。

#### ※3 盛岡市自治体経営の指針及び実施計画

少子高齢・人口減少など市を取り巻く環境の変化に対応しながら、将来にわたり住み良いまちをつくるため、これまでの改革の取組みを引き継ぎつつ、市民や町内会・自治会、NPO、企業など多様な主体がまちづくりに参画する仕組みづくりなどを内容とする計画です。取組期間は、平成22年度から平成24年度の3年間です。

#### ※4 地域協働

地域の課題を解決するための方策や地域で必要とされる公益・公共サービスについて、町内会・自治会、NPO、企業と行政が相談して役割分担を決めて実行していく取組みをいいます。

### 【2ページ】

#### ※5 地縁団体

町内会や自治会などの一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体のことをいいます。

#### ※6 NPO

営利を目的とせずに社会的貢献活動を行う民間事業組織のことで、特定非営利活動促進法に基づき法人格を与えられた特定非営利活動法人（NPO法人）のほか、法人格のない市民活動団体、ボランティア団体などのことをいいます。

それぞれの団体の社会的使命（ミッション）に基づいて様々な自主的・自発的活動を行っており、新たな公共サービスの担い手として社会的に重要な役割を期待されています。

#### ※7 グラウンドワーク

地域を構成する「住民」、「行政」、「企業」の三者が協働し、ワークショップによる計画づくりや資金、資材の提供、実際の作業などを分担し、自然環境や地域の施設等を改善・整備していく活動をいいます。

（ワークショップとは、工房とか協働作業所という意味ですが、講演や説明会のように、一方的に話をする人がいて聞く人がいるという形ではなく、参加者がグループでの作業などを通じて情報やアイディアを出し合い、議論をし、お互いに学びあいながら、課題を発見したり、解決策をまとめ上げていく形の会議形式のことをいいます。）

【15ページ】

※8 ポータルサイト

インターネットで、ホームページの閲覧者が最初にアクセスする入り口の役割をもつウェブサイト（インターネット上のさまざまな情報を提供するページやその集合）のことといいます。

【16ページ】

※9 ファシリテーション

会議やミーティング等の場で、発言や参加を促したり、話の流れを整理したり、参加者の認識の一致を確認したりする行為で介入し、合意形成や相互理解をサポートすることにより、組織や参加者の活性化、協働を促進させる手法・技術・行為の総称をいいます。

※10 スキル

訓練によって得られる、特殊な技能や技術のことをいいます。

【24ページ】

※11 パブリックコメント

重要な施作や計画などを策定する場合に、その原案を公表し、広く住民の意見や情報を求め、提出された意見などを考慮、検討して決定していく仕組みをいいます。

【25ページ】

※12 パブリックインボルブメント

直訳すれば「市民を巻き込むこと」となりますが、都市計画や公共事業などの計画段階や事業段階において、住民がその計画等の相談に加わることをいいます。

行政は、その計画等に関する情報を明らかにし、住民と意見、情報を交換できる場を提供したり、質問を受ける方策を講じたりしながら（住民自身も主体的に学習しながら）、合意形成を図っていくことになります。

【29ページ】

※13 もりおか市民活動支援室

町内会等地域活動団体やNPO等市民活動団体の活動支援や連携交流を行う場で、「プラザおでって」に開設しています。

【35ページ】

※14 自助・共助・公助

個人や家族が自ら達成・解決できることは個人・家族が行い（自助）、個人・家族では達成・解決困難なことや非効率的なことを地域社会といった小さな単位が行い（共助）、さらに、地域社会のような小さな単位では達成・解決困難なことや非効率的なことを市町村、都道府県、国といった大きな単位（公助）が順に補完して問題解決を図ることをいいます。



～共に創る元気なまち県都盛岡～

---

《盛岡市地域協働推進計画》

問合先 盛岡市 市長公室 地域協働推進事務局

〒 020-8530 盛岡市内丸12番2号

電話 019-603-8002（直通）

FAX 019-622-6211（代表）

電子メール chiikikyodo@city.morioka.iwate.jp

---